

「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」に関する総合的な評価を実施する者、
「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業」に
関する技術的な評価を実施する者、並びに「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」
に関する評価を実施する者の公募についての告示

平成27年4月23日

国土交通省住宅局長 橋本 公博

次のとおり、「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」に関する総合的な評価を実施する者、「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業」に関する技術的な評価を実施する者、並びに「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」に関する評価を実施する者の公募について公示します。

※本公募は、「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業」並びに「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」を実施する者に関する公募ではありません。「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」の採択事業の選定にあたり必要となる総合的な評価を実施する者、「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業」の採択事業の選定にあたり必要となる技術的な評価を実施する者、並びに「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」の採択事業にあたり必要となる評価を実施する者の公募となります。

1. 事業概要

(1) 事業名

- ① 「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」に関する総合的な評価を行う事業
- ② 「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」に関する技術的な評価を行う事業
- ③ 「既存建築物省エネ化推進事業」に関する技術的な評価を行う事業
- ④ 「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」に関する評価を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」の選定にあたり必要となる総合的な評価を行う者、「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業」の選定にあたり必要となる技術的な評価を行う者、並びに「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」の選定にあたり必要となる評価を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」及び「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」並びに「既存建築物省エネ化推進事業」の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

- ① 「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」に関する総合的な評価を行う事業
 - 提案内容の評価、分析、学識有識者等で構成する評価委員会の運営 等

② 「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」に関する技術的な評価を行う事業

- 事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供、募集要領の整備
- 提案された事業に係る住宅・建築物の性能に関する評価
- 提案された事業に係る事業費の積算の妥当性に関する評価
- 過去の関連事業に係る採択案件の成果の検証、実績に基づいた調査分析
- その他提案を行う事業者又は事業の採択を受けた事業者に対する相談業務 等

③ 「既存建築物省エネ化推進事業」に関する技術的な評価を行う事業

- 提案された事業に係る建築物の性能に関する評価
- 提案された事業に係る事業費の積算の妥当性に関する評価
- 過去の関連事業に係る採択案件の成果の検証、実績に基づいた調査分析
- その他提案を行う事業者又は事業の採択を受けた事業者に対する相談業務 等

④ 「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」に関する評価を行う事業

- 事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供、募集要領の整備
- 学識有識者等で構成する評価委員会の運営
- 建築物の木造化・木質化を実現する事業計画に関する評価
- 提案された事業に係る事業費の積算の妥当性に関する評価
- 過去の関連事業に係る採択案件の成果の検証、実績に基づいた調査分析
- その他提案を行う事業者又は事業の採択を受けた事業者に対する相談業務 等

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成27年5月中旬 ～ 平成28年3月31日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(6)までの全てを満たすこと。

(1) 技術能力に関する要件（1～(3)の各事業内容に応じて以下の要件を満たすこと。）

- ① 「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」に関する総合的な評価を行う事業
 - 住宅・建築物における省エネ・省 CO2 等に関する高度で専門的な知識を有する者がいること。
 - 多様な分野の連携により、総合的な評価を行い得る組織体制であること。
 - 上記に関する先導的な技術開発、技術評価、研究等の十分な実績を有すること。
- ② 「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」に関する技術的な評価を行う事業
 - 住宅・建築物の性能及び性能向上に係る専門的・技術的な評価を行い得る組織を備えた体制であり、住宅・建築物の性能及び性能向上に係る評価に関する実績を有すること。
- ③ 「既存建築物省エネ化推進事業」に関する技術的な評価を行う事業
 - 建築物の性能及び性能向上に係る専門的・技術的な評価を行い得る組織を備えた体制であり、建築物の性能及び性能向上に係る評価に関する実績を有すること
- ④ 「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」に関する評価を行う事業
 - 建築物における木造化・木質化に係る専門的・技術的な評価を行い得る組織を備え

た体制であり、建築物の木造化・木質化を実現する事業計画に係る評価に関する実績を有すること。

(2) 公平性及び中立性に関する要件

○業として、住宅・建築物を設計し若しくは販売し住宅・建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅・建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。

○業務によって得た情報により新たな営利を得るものではないこと。

(3) 守秘的に関する要件

○知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと。

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

○経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(5) 評価を行う事業の運営に関する要件

○「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」に関する総合的な評価を実施する者と技術的な評価を実施する者は、互いの事務所や情報インフラを相互利用するなど評価事務局を共同で設置すること。また、両者が連携して事業運営を確保・維持できる体制とすること。

○1-(3)-①、1-(3)-②及び1-(3)-④の評価を実施する者は連携して事業に取り組むこと。

※「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」に関する総合的な評価を行う事業の補助対象事業者の選定にあたっては、国立研究開発法人建築研究所を含め、最も適切な者を特定することとしている。

※補助対象者の選定にあたっては、「サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）」及び「既存建築物省エネ化推進事業」並びに「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」それぞれにおいて、最も適切な者を特定することとしている。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 電話：03-5253-8111

○サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）について

担当：金原／内線：39-437／電子メール：kinbara-k2h3@mlit.go.jp

○サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）について

担当：佐々木／内線：39-422／電子メール：sasaki-t23c@mlit.go.jp

○既存建築物省エネ化推進事業について

担当：野尻／内線：39-421／電子メール：nojiri-m2j2@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 期間 平成27年4月23日から平成27年5月7日まで

② 場所 上記担当部局

③ 方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

① 期限 平成27年5月7日18時00分まで

- ② 場所 上記担当部局
- ③ 方法 上記担当部局へ、持参、郵送又は電子メールにて提出すること。
- ④ その他
 - ・持参、郵送の場合は、3部提出すること
 - ・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。
 - ・電子メールの場合は、着信を確認すること。
 - ・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。
「Just System 一太郎Government7」 「Microsoft Word2013」 「Microsoft Excel2013」 「Adobe Acrobat ReaderXI」以前に限る。
 - ・電子メールの場合は、ファイル総量は極力1メガバイト以内とし、印刷時に規定の枚数以下になるように設定を行っておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込書に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。